

## 県産木材製品の新品開発・県外販路拡大対策事業費補助金交付要綱

令和4年5月11日付け林第152号

(趣旨)

第1条 県が交付する県産木材製品の新品開発・県外販路拡大対策事業費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）および県産木材製品の新品開発・県外販路拡大対策事業費補助金実施要領（令和4年5月11日付け林第153号。以下「実施要領」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の目的)

第2条 県内製材工場が行う高品質・高付加価値県産木材製品の新品開発及び試験出荷（以下「新品開発等」という。）を促進し、県外販路の拡大を図ることを目的とする。

(補助事業の内容及び補助率)

第3条 事業種目、補助対象経費及び補助率等は別表1に定めるとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 算出された交付額に千円未満が生じた場合は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 事業実施主体は、規則第4条の規定により、県産木材製品の新品開発・県外販路拡大対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事が定める日までに提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付を申請するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(変更交付申請)

第5条 事業実施主体が、規則第9条第1項に規定された、次の号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、県産木材製品の新品開発・県外販路拡大対策事業費補助金変更交付申請書（様式第2号）により変更交付申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。なお、重要な変更以外の軽微な変更についてはこの限りではない。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 補助金を増額する場合又は30パーセントを超えて減額する場合

- 2 事業実施主体が、規則第9条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、様式第3号による報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 事業実施主体が規則第10条の規定により提出する実績報告書は、県産木材製品の新品開発・県外販路拡大対策事業費補助金実績報告書（様式第4号）によるものとし、提出の時期は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

- 2 事業実施主体は、実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第5号）により、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(財産の処分等)

第7条 事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 規則第13条第1項第4号の規定により、知事が指定する財産は、取得価格又は増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具とする。
- 3 補助事業者は、財産を処分したことにより収入のあったときは、知事が別に定めるところにより当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- 4 知事は、業績が悪化していない状況において事業実施主体が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(帳簿等の保存)

第8条 事業を実施するにあたっては、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助事業終了の年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第6号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金交付に係る条件)

第9条 補助金の交付にあたっては第4条から第8条までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金交付の対象となる事業の内容、及び経費の配分、並びに配分された経費の額に対する補助金の額は、申請書に記載されたとおりとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金に係る法令、補助金等交付規則、交付要綱その他関連通

知に従わなければならない。

(3) 事業実施主体は、取得財産等のうち1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、処分制限期間においては、知事の承認を受けることなく、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(書類の提出)

第10条 この要綱に基づき事業実施主体が知事に提出する書類は、事業実施主体を所管する隠岐支庁または各農林水産振興センター、各農林水産振興センター地域事務所を経由して提出するものとする。

附則

この要綱は、令和4年5月11日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

事業種目	事業内容及び対象経費	事業実施主体	補助率
新商品開発	高品質・高付加価値県産木材製品の新商品開発及び試験出荷に必要な経費(別表 1-1 に掲げる経費)	県内製材業者等	1/2 以内 (上限 250 万円)

別表 1-1

経費区分	内 容
原 材 料 費	原材料及び副資材の購入に要する経費
構 築 物 費	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用に要する経費
機 械 器 具 費	機械や器具・工具の購入、試作、改良、据付け、借用に要する経費
外 注 加 工 費	外注加工に要する経費
技術指導受入れ費	技術指導の受入れに要する経費
市 場 調 査 費	消耗品、印刷費、郵送費、謝金、会議費、調査旅費に要する経費
直 接 人 件 費	商品開発、市場調査に関与する者の直接作業時間に対するもので、本事業による新商品開発のための新たな雇用を行う場合に限る
委 託 費	商品開発、市場調査の委託に要する経費
試 験 出 荷 経 費	本事業により新たに開発した商品のサンプル作成費、カタログ作成費、初回の出荷の運搬・運送費、旅費に要する経費
そ の 他 の 経 費	その他知事が特に必要と認める経費

島 根 県 知 事  
様

住所  
会社名  
代表者の 職名及び氏名

県産木材製品の新品開発・県外販路拡大対策事業費補助金交付申請書  
年度において、下記のとおり県産木材製品の新品開発・県外販路拡大対策事業を実施したいので、補助金 円を交付されたく申請します。

記

1 補助事業の内容

別紙事業計画書のとおり

2 経費配分

事業種目	総事業費	経費内訳	
		県補助金	その他
	円	円	円

3 収支予算

(1) 収入

事業種目	予算額			備考
	県補助金	その他	計	
	円	円	円	

(2) 支出

事業種目	予算額	算出基礎	備考
	円	別紙事業計画書のとおり	

4 事業完了予定年月日

番 号  
年 月 日

島 根 県 知 事  
様

住所  
会社名  
代表者の 職名及び氏名

県産木材製品の新品開発・県外販路拡大対策事業費補助金変更承認申請書  
年 月 日付け 第 号で交付決定があつたこの補助事業について、下記のとおり計画を  
変更（中止・廃止）したいので、承認されたく申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容  
別紙

3 経費配分

事業種目	総事業費	経費内訳	
		県補助金	その他
	円	円	円

注) 変更前（上段括弧書き）と変更後（下段裸書き）を二段書きとすること

4 収支予算

(1) 収入

事業種目	予算額			備考
	県補助金	その他	計	
	円	円	円	

(2) 支出

事業種目	予算額	算出基礎	備考
	円	別紙事業計画書のとおり	

注) 変更前（上段括弧書き）と変更後（下段裸書き）を二段書きとすること

5 事業完了予定年月日

注) 補助金の額が増額する場合は、本文中の「下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。」を「下記のとおり変更したいので補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請します。」とすること

島 根 県 知 事  
様

住所  
会社名  
代表者の 職名及び氏名

県産木材製品の新品開発・県外販路拡大対策事業費補助金遂行状況報告書  
年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった事業について、遂行状況を下記のとおり  
報告します。

記

- 1 事業が予定期間内に完了しない理由  
(事業が困難となった理由を記載すること)

- 2 事業の遂行状況

事業種目	総事業費 (円)	事業の遂行状況				備考
		月 日までに完了したもの		月 日以降に実施するもの		
		事業費 (円)	出来高比率 (%)	事業費 (円)	事業完了 予定年月日	

島 根 県 知 事  
様

住所  
会社名  
代表者の 職名及び氏名

県産木材製品の新品開発・県外販路拡大対策事業費補助金実績報告書  
年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり実績を報告  
します。なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 補助事業の内容

別紙実績書のとおり

2 経費配分

事業種目	総事業費	経費内訳	
		県補助金	その他
	円	円	円

3 収支精算

(1) 収入

事業種目	内訳	予算額	精算額	差引増減	備考
	県補助金	円	円	円	
	その他	円	円	円	
	計	円	円	円	

(2) 支出

事業種目	予算額	精算額	差引増減	備考
	円	円	円	

4 事業完了年月日 年 月 日



番 号  
年 月 日

島 根 県 知 事  
様

住所  
会社名  
代表者の 職名及び氏名

県産木材製品の新品開発・県外販路拡大対策事業費補助金仕入れにかかる消費税等  
相当額報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 補助金等交付規則第11条に基づく確定額<br>( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れにかかる消費税等相当額                      | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れにかかる消費税等相当額              | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2)                                   | 金 | 円 |

(注) 3の金額の積算内訳等、参考となる資料を添付すること。

## 財 産 管 理 台 帳

事業実施年度	年度	事業名	県産木材製品の新品開発・県外販路拡大対策事業											
事業の内容					工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要
事業区分 事業種目	事業実施主体	工種構造 施設区分	施工箇所 または 設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分		耐用年数	処分制限 年月日	承認年月日	処分の内容	
								補助金	その他					
					. . .	. . .								
					. . .	. . .								
					. . .	. . .								
					. . .	. . .								
					. . .	. . .								
					. . .	. . .								
					. . .	. . .								
					. . .	. . .								
合計	—	—	—	—	—	—				—	—	—	—	

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入。  
 3 摘要欄には、譲渡先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。